

添付資料1

対象製品

- ・ エコナ クッキングオイル
- ・ エコナ クッキングオイル 炒め専用
- ・ エコナ 炒め油
- ・ エコナ 揚げ油
- ・ エコナ ヘルシー&ヘルシークッキングオイル
- ・ エコナ ドレッシングソース 6品
- ・ エコナ おいしさたっぷりドレッシングソース 3品
- ・ エコナ マヨネーズタイプ 2品
- ・ エコナ ギフトセット 全29品
- ・ エコナ クッキングオイル 8kg(業務用)
- ・ 花王ヘルスラボ ドッグフード 全12品
- ・ 花王ヘルスラボ ドッグフード 特別療法食 1品

弊社製品および一般食用油の分析値

製 品	MCPD-FS※ ppm (%)
エコナ クッキングオイル (現行品)	91.0 (0.00910)
エコナ クッキングオイル (低減目標値)	3未満 (0.0003未満)
一般食用油 (7品)	0.5~9.1 (0.00005~0.00091)

花王分析値 2009年7月

※ 3-MCPD (3-chloro-1,2-propanediol) エステルとグリシドール脂肪酸エステルとを検出することができるドイツの公定法により MCPD-FS として検出した。

食品衛生分科会における審議対象の経過について(報告)

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
7月3日	添加物	1 2-ペンタノール	平成21年9月30日～ 平成21年10月30日	実施中	平成21年7月22日～ 平成21年9月20日	コメントの有無について 連絡待ち	
		2 プロピオンアルデヒド	平成21年9月30日～ 平成21年10月30日	実施中	平成21年7月22日～ 平成21年9月20日	コメントの有無について 連絡待ち	
		3 6-メチルキノリン	平成21年9月30日～ 平成21年10月30日	実施中	平成21年7月22日～ 平成21年9月20日	コメントの有無について 連絡待ち	
		4 亜塩素酸ナトリウム	平成21年9月30日～ 平成21年10月30日	実施中	平成21年8月12日～ 平成21年10月18日	実施中	使用基準の改正
	農薬	1 イミシアホス	平成21年6月3日～ 平成21年7月2日	意見なし	平成21年5月14日～ 平成21年7月12日	コメント有り	基準値(案)の変更 はなし
		2 ピラスルホトール	平成21年6月3日～ 平成21年7月2日	意見なし	平成21年5月14日～ 平成21年7月12日	コメント有り	基準値(案)の変更 はなし
		3 ペンシクロン	平成21年8月3日～ 平成21年9月2日	意見有り	平成21年7月22日～ 平成21年9月20日	コメントの有無について 連絡待ち	
		4 アセキノシル	平成21年8月3日～ 平成21年9月2日	意見有り	平成21年7月22日～ 平成21年9月20日	コメントの有無について 連絡待ち	
		5 イミダクロプリド	平成21年8月3日～ 平成21年9月2日	意見有り	平成21年8月3日～ 平成21年10月9日	実施中	
		6 EPN	平成21年8月3日～ 平成21年9月2日	意見有り	平成21年8月3日～ 平成21年10月9日	実施中	
		7 オキサジクロメホン	平成21年8月3日～ 平成21年9月2日	意見有り	平成21年8月3日～ 平成21年10月9日	実施中	
		8 プレチラクロール	平成21年8月3日～ 平成21年9月2日	意見有り	平成21年8月3日～ 平成21年10月9日	実施中	

7月3日	農薬	9 テフリルトリオン	平成21年8月3日～ 平成21年9月2日	意見なし	平成21年8月3日～ 平成21年10月9日	実施中	
		10 フェリムゾン	平成21年8月3日～ 平成21年9月2日	意見有り	(規制強化となる改正 ではないため実施せ ず)		基準値(案)の変更 はなし
		11 フェノキサニル	平成21年8月3日～ 平成21年9月2日	意見有り	(規制強化となる改正 ではないため実施せ ず)		基準値(案)の変更 はなし
		12 ジクロシメット	平成21年8月3日～ 平成21年9月2日	意見有り	(規制強化となる改正 ではないため実施せ ず)		基準値(案)の変更 はなし
	動物用医薬品等	1 エチプロストン	平成21年3月19日～ 平成21年4月17日	意見なし	平成21年3月10日～ 平成21年5月9日	コメントなし	
		2 プロチゾラム	平成21年8月3日～ 平成21年9月2日	意見なし	平成21年7月22日～ 平成21年9月20日	コメントの 有無につい て連絡待ち	
		3 鶏伝染性気管支炎(4-91株)生ワクチ ン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		

平成20年度ダイオキシン類等の有害化学物質による
食品汚染実態の把握に関する研究(概要)

主任研究者 堤智昭 国立医薬品食品衛生研究所食品部主任研究官

1 目的

- ダイオキシン類の人への主な曝露経路の一つと考えられる食品について
(1) 平均的な食生活における食品からのダイオキシン類の摂取量を推計すること
(2) 個別の食品のダイオキシン類の汚染実態を把握すること 等

2 方法

- (1) ダイオキシン類の食品経由摂取量に関する研究(トータルダイエツトスタデー)

全国7地域の9機関で、それぞれ約120品目の食品を購入し、厚生労働省の平成14年度国民栄養調査並びに平成15、16年度国民健康・栄養調査の食品別摂取量表に基づいて、それらの食品を計量し、そのまま、又は調理した後、13群に大別して、混合し均一化したもの及び飲料水(合計14食品群)を試料として、「食品中のダイオキシン類の測定方法ガイドライン」(平成20年厚生労働省医薬食品局食品安全部)に従ってダイオキシン類を分析し、平均的な食生活におけるダイオキシン類の一日摂取量を算出した。

なお、ダイオキシン類摂取量への寄与が大きい食品群である10群(魚介類)、11群(肉類、卵類)及び12群(乳、乳製品)について、各機関が3セットずつ試料を調製し、それぞれについてダイオキシン類を測定した。

- (2) 個別食品中ダイオキシン類濃度に関する研究

個別食品として、国内産及び輸入食品合計45試料について、(1)と同様にダイオキシン類を分析した。

3 ダイオキシン類の調査項目

従来通り、世界保健機構(WHO)が1997年に毒性等価係数を定めたポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン(PCDD)7種、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)10種及びコプラナーPCB(Co-PCB)12種の合計29種。

4 結果の概要

- (1) 一日摂取量調査(トータルダイエツトスタデー)

食品からのダイオキシン類の一日摂取量は、 $0.92 \pm 0.42 \text{ pgTEQ/kgbw/日}$ ($0.13 \sim 1.90 \text{ pgTEQ/kgbw/日}$)と推定された。この数値は、平成18、19年度の調査結果(0.90 、 $0.93 \text{ pgTEQ/kgbw/日}$: WHO 2005 TEFで換算)と比べ、ほとんど同レベルであり、日本における耐容一日摂取量(TDI) 4 pgTEQ/kgbw/日 より低かった。

なお、同一機関で調製した試料であっても、魚介類、肉類、卵類、乳及び乳製品類として採取した食品の種類、産地等の差により、ダイオキシン類の摂取量には約1.8~6.4倍の差が生じることが分かった。

<表1 ダイオキシン類一日摂取量の全国平均年次推移>

(5年間の調査結果)

	平成16年度 ⁺	平成17年度 ⁺	平成18年度 ⁺	平成19年度 ⁺	平成20年度 [*]
一日摂取量 (pgTEQ/日)	70.47 (23.83~146.60)	60.16 (23.40~178.15)	52.23 (18.85~97.20)	55.30 (21.18~166.24)	45.76 (6.65~94.92)
体重1kg当りの 一日摂取量 (pgTEQ/kgbw/日)	1.41 (0.48~2.93)	1.20 (0.47~3.56)	1.04 (0.38~1.94)	1.11 (0.42~3.32)	0.92 (0.13~1.90)

数値は平均値、()内は範囲を示す。なお、体重1kg当りの一日摂取量は日本人の平均体重を50kgとして計算している。ただし、⁺はWHO 1998 TEFにより計算、^{*}はWHO 2005 TEFにより計算。

〈表2 ダイオキシン類一日摂取量の地域別年次推移〉

(単位:pgTEQ/kgbw/日)

地域	北海道 地方	東北地方		関東地方			中部地方		
		東北A	東北B	関東A	関東B	関東C	中部A	中部B	中部C
平成10年度	2.77	1.26	—	2.06	2.14	2.00	—	1.87	2.03
平成11年度	1.29	1.47	1.65	4.04	1.59	1.68	1.53	1.57	2.42
平成12年度	0.84	1.10	1.92	1.30	1.72	1.48	1.44	1.41	1.80
平成13年度	0.67	—	2.02	1.08	1.99	1.42	—	1.65	1.53
平成14年度	0.88	—	1.16	1.46	1.34	0.90	—	1.40	0.62
	0.94	—	1.46	2.01	2.33	1.17	—	1.67	0.68
	1.44	—	2.05	2.76	3.40	1.51	—	1.93	1.28
平成15年度	0.84	—	0.72	0.78	0.90	1.02	—	1.34	0.58
	1.03	—	0.84	1.86	1.01	1.06	—	1.48	1.15
	1.33	—	1.35	3.05	2.93	2.05	—	1.86	1.50
平成16年度	0.48	—	0.48	1.64	—	1.05	—	0.72	0.64
	1.03	—	0.80	1.80	—	1.75	—	0.91	0.71
	2.48	—	2.93	1.87	—	2.34	—	1.83	2.03
平成17年度	0.67	—	0.64	0.55	—	0.70	—	0.69	0.47
	1.80	—	1.15	0.87	—	1.33	—	0.80	0.60
	3.56	—	1.57	1.26	—	2.03	—	1.40	1.86
平成18年度	0.38	—	0.53	0.60	—	0.79	—	0.67	0.46
	0.45	—	1.06	0.94	—	1.00	—	0.87	0.70
	1.71	—	1.85	1.47	—	1.38	—	1.00	1.24
平成19年度	1.07	—	0.45	0.81	—	0.82	—	0.80	0.43
	1.56	—	0.70	1.01	—	1.00	—	0.91	0.55
	1.80	—	0.79	1.34	—	3.32	—	1.38	1.70
平成20年度	1.05	—	0.13	0.48	—	0.61	—	0.60	0.63
	1.22	—	0.75	1.24	—	0.78	—	0.96	0.69
	1.90	—	0.85	1.70	—	1.10	—	1.11	1.69

地域	関西地方			中国四国地方			九州地方	
	関西A	関西B	関西C	中四国A	中四国B	中四国C	九州A	九州B
平成10年度	—	2.72	—	—	—	1.22	1.99	—
平成11年度	7.01	1.79	1.89	3.59	—	1.48	1.84	1.19
平成12年度	2.01	1.43	2.01	—	0.98	1.40	1.55	0.86
平成13年度	—	1.33	2.00	—	0.88	1.60	3.40	—
平成14年度	—	0.96	1.40	—	0.79	0.73	0.57	—
	—	1.39	1.78	—	0.98	1.54	1.18	—
	—	2.75	2.02	—	1.22	2.12	1.81	—
平成15年度	—	0.77	—	—	0.62	1.03	0.85	—
	—	1.15	—	—	1.22	1.51	1.04	—
	—	1.58	—	—	1.56	2.05	1.83	—
平成16年度	—	1.32	—	—	—	1.19	0.61	—
	—	1.86	—	—	—	1.35	0.99	—
	—	2.25	—	—	—	1.72	1.27	—
平成17年度	—	0.67	—	—	—	1.20	0.66	—
	—	0.82	—	—	—	1.57	1.05	—
	—	1.42	—	—	—	1.72	1.44	—
平成18年度	—	0.98	—	—	—	0.93	0.61	—
	—	1.50	—	—	—	1.08	0.65	—
	—	1.76	—	—	—	1.94	1.65	—
平成19年度	—	0.74	—	—	—	0.79	0.42	—
	—	0.96	—	—	—	1.07	1.24	—
	—	1.25	—	—	—	1.34	1.81	—
平成20年度	—	0.57	—	—	—	0.61	0.54	—
	—	0.61	—	—	—	0.64	0.60	—
	—	1.16	—	—	—	1.11	1.37	—

(注)平成20年度調査において各地方でのサンプリングを実施した自治体は以下のとおり。
表の左から、北海道地方:北海道、東北地方:宮城県、関東地方:埼玉県、横浜市、中部地方:石川県、名古屋市、関西地方:大阪府、中国四国地方:香川県、九州地方:福岡県。なお、数値は各地方毎の食品別一日摂取量であり、WHO 1998 TEF(平成10~19年度)、WHO 2005 TEF(平成20年度)を用いて算出されたものである。

(2)個別食品中のダイオキシン類等濃度調査

個別食品のダイオキシン類の測定結果は表3のとおりであった。

〈表3 平成20年度 食品中のダイオキシン類の濃度 (pgTEQ/g)〉

食品	産地等 ¹⁾	ダイオキシン類 (pgTEQ/g) ²⁾			
		PCDD/Fs	Cp-PCBs	Total	
魚介	サンマ	国産(天然)	0.016	0.11	0.13
	サンマ	国産(天然)	0.015	0.10	0.12
	サンマ	国産(天然)	0.016	0.092	0.11
	サンマ	国産(天然)	0.019	0.14	0.16
	サンマ	国産(天然)	0.050	0.25	0.30
	カツオ	国産(天然)	0.047	0.28	0.33
	カツオ	国産(天然)	0.064	0.31	0.38
	カツオ	国産(天然)	0.032	0.20	0.24
	カツオ	国産(天然)	0.052	0.29	0.35
	カツオ	国産(天然)	0.017	0.17	0.19
	イカ	国産(天然)	0.0010	0.010	0.011
	イカ	国産(天然)	0.033	0.045	0.077
	イカ	輸入(天然)	0	0.000060	0.000060
	イカ	輸入(天然)	0	0.000030	0.000030
	イカ	国産(天然)	0.15	0.21	0.37
	タコ	国産	0.20	0.072	0.27
	タコ	輸入	0	0.00065	0.00065
	タコ	国産	0.12	0.14	0.26
	タコ	輸入	0.073	0.047	0.12
	タコ	国産	0.041	0.055	0.096
食肉	牛肉	輸入	0.000054	0.00018	0.00023
	牛肉	輸入	0.0049	0.010	0.015
	牛肉	輸入	0.00041	0.000090	0.00050
	豚肉	国産	0.0020	0.00024	0.0023
	豚肉	国産	0.00040	0.00036	0.00076
	豚肉	国産	0.00029	0.018	0.018
	鶏肉	国産	0.00032	0.00060	0.00092
	鶏肉	国産	0.000027	0.0021	0.0021
	鶏肉	国産	0.000033	0.00039	0.00042
チーズ	チーズ	輸入	0	0.00042	0.00042
	チーズ	国産	0.055	0.021	0.076
	チーズ	国産	0.033	0.031	0.064
卵	卵	国産	0.029	0.011	0.040
	卵	国産	0.0093	0.032	0.041
	卵	国産	0.027	0.12	0.14
健康食品	鮫肝油	—	0.0023	0.50	0.51
	魚油	輸入	0.10	1.1	1.2
	鮫肝油	—	0.87	4.7	5.5
	鮫肝油	—	0	0.86	0.86
	鮫肝油	—	0.028	0.30	0.33
	卵黄油	—	0.0086	0.073	0.081
	卵黄油	—	0.051	0.073	0.12
	卵黄油	—	0.0024	0.00024	0.0027
	卵黄油	—	0.0029	0.00030	0.0032
	卵黄油	—	0.027	0.084	0.11

(注) 1)産地等の欄における「—」は「不明又は該当せず」を表す。
2)WHO 2005 TEFにより計算

【用語説明】

ダイオキシン類：

ダイオキシン及びコプラナーPCB

ダイオキシン：

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)

ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)

コプラナーPCB (Co-PCB)：

PCDD及びPCDFと類似した生理作用を示す一群のPCB類

トータルダイエツトスタディ：

通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度実際に摂取されるかを把握するための調査方法。飲料水を含めた全食品を14群に分け、国民栄養調査による食品摂取量に基づき、小売店等から食品を購入し、必要に応じて調理した後、各食品群ごとに化学物質等の分析を行い国民1人あたりの平均的な1日摂取量を推定するもの。

TEF (毒性等価係数)：

ダイオキシン類は通常混合物として環境中に存在するため、様々な同族体のそれぞれの毒性強度を、最も毒性が強いとされる2,3,7,8-TCDDの毒性を1とした毒性等価係数 (TEF: Toxic Equivalency Factor) を用いて表す。なお、今回は2005年にWHOで再評価されたTEFを用いている。

TEQ (毒性等量)：

ダイオキシン類は通常、毒性強度が異なる同族体の混合物として環境中に存在するので、摂取したダイオキシン類の量は、各同族体の量にそれぞれのTEFを乗じた値を総和した毒性等量 (TEQ: Toxic Equivalent Quantity) として表す。

TDI (耐容一日摂取量)：

長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量まではヒトが一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日当たりの摂取量。ダイオキシン類のTDIについては、1999年6月に厚生省及び環境庁の専門家委員会で、当面4pgTEQ/kgbw/日 (1日に体重1kg当たり4pgTEQの意味。体重50kgの人であれば、4pgTEQ×50kgで計算し、TDIは200pgTEQとなる。) とされている。

平成 21 年度輸入食品監視指導計画について

平成 21 年 9 月
輸入食品安全対策室

1. 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（食品衛生法（以下「法という。」第 23 条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{*1}（平成 21 年度計画：約 8 万 3 千件）
- 検査命令^{*2}（平成 21 年 8 月 31 日現在：全輸出国の 16 品目及び 38 カ国・1 地域の 199 品目）
- 海外情報等に基づく緊急対応

4. 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対して衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導^{*3}
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：原材料管理の検証に資する加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討・開発を実施

平成 21 年度輸入食品監視指導計画 概要

平成 21 年 9 月
輸入食品安全対策室

【計画本文】（新たに盛り込んだ事項を下線部で示す。）

序 文

平成 20 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 21 年度計画において取り組む施策を記述。

- ポジティブリスト制度の着実な施行のため、
 - ・ 輸入時の検査項目の更なる拡充を図る。
 - ・ 輸出国に対し、生産及び製造加工段階における衛生対策の推進を要請し、必要に応じて、輸出国における残留農薬管理の確認のため、現地調査を行う。
 - ・ 残留農薬等について検査命令の対象となっている食品について、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的として、モニタリング検査を強化する。
- 器具、容器包装及びおもちゃについて、おもちゃの規制対象範囲の拡大その他規格基準の改正等を踏まえ、新たに設定された規格基準を中心に、輸入者に対して定期的な自主検査の実施を指導するとともに、モニタリング検査を拡充する。
- BSE 問題について、現地調査結果等を踏まえ、重点的、効率的かつ効果的な検査体制を確保し、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証する。
- 食品への有毒・有害物質の混入事案を踏まえ、引き続き輸入者による輸出国段階における自主的な衛生管理の推進を図るとともに、輸出国における衛生対策に関する情報収集を推進し、問題発生 of 未然防止に努める。

1 目的

「重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。」

2 適用期間

「平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日」

3 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1) 輸入届出の確認、(2) モニタリング検査(別表1)、(3) モニタリング検査以外の行政検査、(4) 検査命令、(5) 包括的輸入禁止措置及び(6) 海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。

以下、平成21年度計画における追記事項(行政監察の指摘事項を踏まえた対応)。

- ・ 検疫所は、輸入状況等の変化により、割り当てられたモニタリング検査件数の実施が困難と判断する場合には、速やかに本省に連絡する。
- ・ 本省は、モニタリング計画に基づく検査の実施状況について適宜点検を行い、検疫所に対して必要な指示を行うとともに、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、当該年度の半ばを目途としてモニタリング計画の見直しを行う。

5 輸出国における衛生対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反の未然防止を図るため、輸出国に対する(1)我が国の食品衛生規制の周知、(2)二国間協議、現地調査等及び(3)技術協力等の取組について記述。

以下、平成21年度計画における追記事項。

- ・ 在京大使館等に対して規格基準等改正時の説明会を通じ、違反事例や検査強化等に関する情報提供を行う(基準審査課が開催しているFood Safety Groupの場を活用)。
- ・ 問題発生 of 未然防止の観点から、平時より輸出国における衛生対策に関する情報収集及び評価を進める。
- ・ 独立行政法人国際協力機構の技術協力プロジェクトを通じた専門家の派遣や研修員の受入れ等により、必要に応じた輸出国への技術協力等を行う。

6 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第8条及び法第3条第1項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な衛生管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1)基本的指導事項(別表2)、(2)輸入前指導の実施、(3)輸入前指導による法違反発見時の対応、(4)自主検査の実施、(5)輸入食品等の記録の作成及び保存、(6)適正表示及び(7)食品衛生に関する知識の向上等の指導事項を記述。

以下、平成21年度計画における追記事項(食品による薬物中毒事案を踏まえた対応)。

- ・ 加工食品にあつては、「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」に基づき、輸入者に対し、輸出国の食品衛生関連規制の整備及び施行の状況や製造者の衛生管理の水準等を勘案して、輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階において必要な確認を行うよう指導する。

7 法違反が判明した場合の対応

(1)輸入時、(2)国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3)再発防止のための輸入者に対する指導、(4)法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5)悪質事例の告発及び(6)違反事例の公表等における本省、検疫所及び関係都道府県等の連携、実施の手順について記述。

なお、平成 21 年度計画において、「廃棄等」の措置に「食用外用途への転用」が含まれる旨を追記（事故米穀の不正規流通を踏まえた対応は、輸入食品等監視指導業務基準の改正で担保）。

また、違反事例の公表において、違反食品の回収、廃棄等の措置状況について判明次第公表する旨を追記（意見募集結果を踏まえた対応）。

8 国民等への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民等に提供するため、(1)モニタリング計画等に関する情報の提供、(2)本計画に基づく監視結果の公表、(3)食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

なお、リスクコミュニケーションの取組として、輸入食品等の監視指導の状況等について、消費者、事業者等への情報提供及び意見交換を行い、食品等の安全性について適切な理解が得られるよう努める旨を追記（意見募集結果を踏まえた対応）。

9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1)食品衛生に関する人材の養成、資質の向上、(2)検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。

1. 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画(食品衛生法(以下「法」という。)第23条)をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第4条(食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない)の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

(1) 輸入届出時における法違反の有無の確認

届出件数約176万件、届出重量約3,155万トンについて、法に基づく規格及び基準等への適合性について審査を実施。

(2) モニタリング検査^{*1}

① モニタリング計画：延べ79,809件

② 実施件数：延べ83,951件(実数49,133件)(延べ件数に対する実施率：約105%)、うち違反件数：221件(延べ245件)

(3) 検査命令^{*2}

① 全輸出国の16品目及び36カ国・1地域の190品目(平成21年3月31日現在)

② 実施件数：95,490件(延べ174,610件)、うち違反件数：421件(延べ432件)

(4) 違反状況

① 違反件数：1,150件(違反率：届出件数の0.1%、検査件数：約19万件)
(内訳：残留農薬359件、微生物規格260件、有害・有毒物質181件、添加物142件、残留動物用医薬品115件、その他169件、延べ1,226件)

② 違反品は積み戻し、廃棄等の措置

(5) 海外情報等に基づく緊急対応

メキシコ産とうがらしのサルモネラ属菌汚染、チリ産豚肉のダイオキシン類汚染、中国産粉ミルクのメラミン混入、米国産ピーナッツ製品のサルモネラ属菌汚染などの問題について、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査を行った。

4. 輸出国における衛生対策の推進

(1) 検査命令対象品目やモニタリング検査強化品目について、輸出国政府に対して衛生管理対策の確立を要請した。

(2) 二国間協議や現地調査等を通じて農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進を図った。

例：中国産野菜の残留農薬、米国産牛肉のBSE、タイ産野菜残留農薬など

(3) 包括的輸入禁止規定^{※3}

包括的輸入禁止規定の発動検討対象となった4か国・1地域の5品目について、輸出国政府に対し、衛生管理状況を確認するとともに、改めて改善対策を要請した結果、同規定の発動対象となる品目はなかった。

5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

(1) 輸入前指導（いわゆる輸入相談）

品目別相談件数 27,083 件、うち違反該当件数 410 件(延べ 499 件)

(2) 初回輸入時及び定期的自主検査の指導

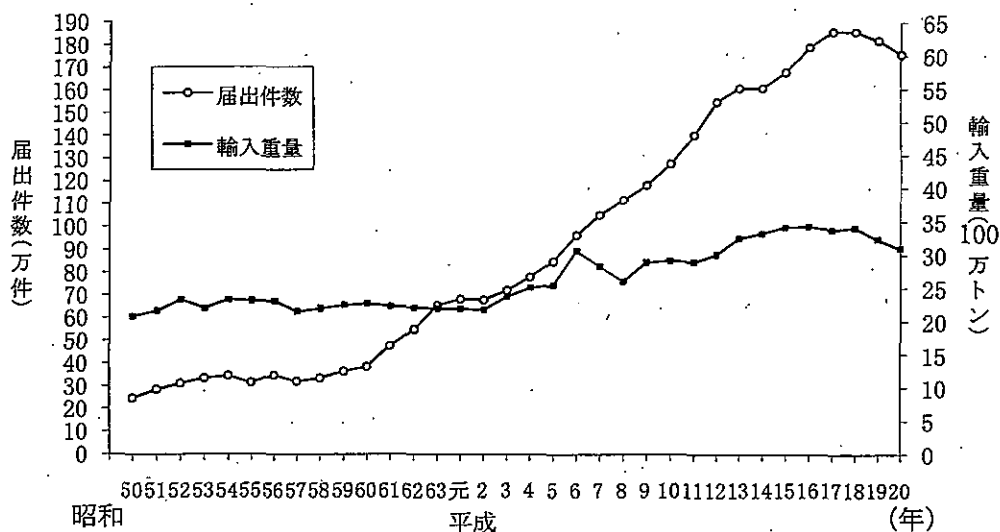
(3) 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発として、各検疫所において説明会等開催

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

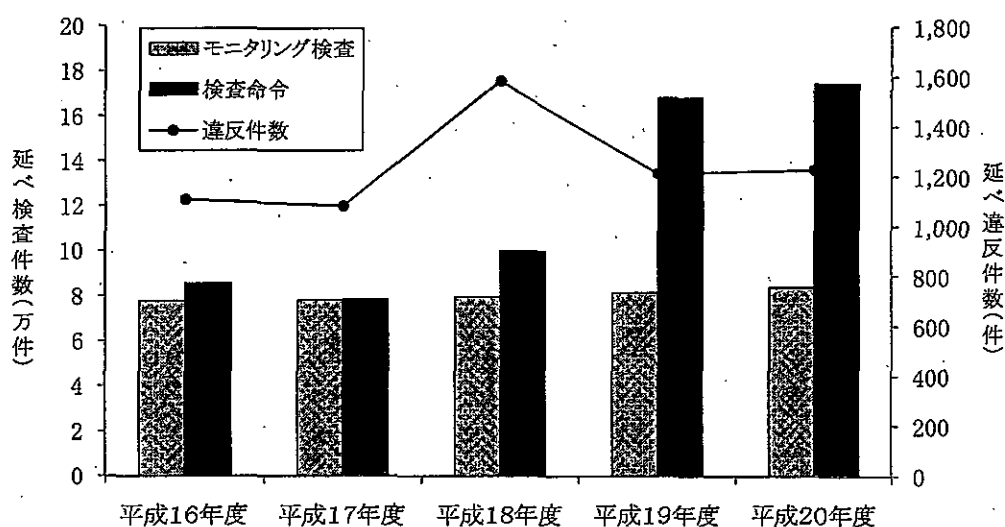
※2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

1. 年別輸入・届出数量の推移



2. 年度別延べ検査件数*の推移



*届出1件当たり複数の検査項目を実施している場合があることから延べ数とした。

3. 検疫所の食品衛生監視員年度推移

